


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市児童手当等受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等事務取扱要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項	○	
関係事項	条例規則					
	部課機関	給食課、保育課、青少年課				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 要綱改正の趣旨 令和元年10月の保育料無償化に伴い、保育園の給食費についても児童手当からの徴収が可能となったことから、「東大和市児童手当等受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等事務取扱要綱」を改正し、保育園給食費を加えるもの。</p> <p>(2) 児童手当等の額を充てることができる費用（いずれも滞納分） 改正前：学校給食費、保育料、学童保育所育成料及び間食費 改正後：上記に保育園給食費を加える。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行し、令和元年10月1日から遡及適用する。 保育園給食費については、令和2年6月期の児童手当から徴収とする。</p> <p>(4) 影響及び効果 保育園給食費の徴収を適切に実施することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年10月 保育料（3歳児から5歳児まで）が無償化となった。保育園の給食費は無償化の対象外であり、児童手当からの申出徴収が可能となった。</p> <p>令和2年 3月 保育課、給食課、青少年課で協議し、「①給食費②保育園給食費③保育料④学童保育所育成料及び間食費」の順に児童手当を充てることで調整済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>児童手当法第21条の規定に基づき児童手当からの滞納額への充当については、これまでも受給者を単位として行っており、保育園給食費についても同様の取扱いとするものである。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。